

健康管理システムの標準化に伴う周辺機器更新等業務 仕様書

1 業務名

健康管理システムの標準化に伴う周辺機器更新等業務

2 目的

現在守口市（以下「甲」と言う。）が運用する健康管理システム（LOGHEALTH21 AD/II）（以下、「現行システム」と言う。）について、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年 5 月 19 日号外法律第 40 号）」（以下、「標準化法」という。）の規定により令和 7 年度までの地方公共団体情報システムの標準化を完遂するため、令和 8 年 1 月 5 日から標準準拠システムの本番運用を開始するよう、標準仕様書に適合したシステム（以下、「標準準拠システム」という。）への移行作業を進めているところである。このため、健康管理システムに付随するプリンタや OCR 等の機器更新等を令和 7 年 12 月末までに実施し、令和 8 年 1 月 5 日以降、標準準拠システムにおいて当該機器を使用した運用を開始することを目的とする。

3 スケジュール

令和 7 年 12 月 31 日までに本業務を完了することとする。

4 対象機器

- ・以下機器を調達し、全ての機器が標準準拠システムにおいて、それぞれの機能を正常かつ安全に使用できるよう、機器の搬入、設置配線接続、各種設定、検証を実施すること。

モノクロレーザプリンタ；12 台

カラーレーザプリンタ：3 台

OCR：2 台

バーコードリーダー：12 台

- ・本仕様書にて調達する機器は、すべて未使用かつ新造機とする。また、国等の機器調達において、導入を禁止されている業者の機器は除くものとする。

- ・稼働後、全ての機器の設定変更作業は、運用保守の範囲内で実施すること。稼働後においても、パッケージバージョンアップ等で機器の設定変更が必要な場合については、理由の如何を問わず、運用保守の範囲内で実施すること。

- ・以下の保守パック（令和 8 年 1 月から令和 12 年 12 月までの 5 年間）を備えること

- ・保守や修理に伴う部品交換が必要となる場合は、一部の消耗品を除き保守の範囲で実施すること。ただし、プリンタトナーの交換は、保守の範囲としない。

- ・保守においては、甲からの問い合わせに対応することとし、本市専用でなくてもよいが、緊急時は電話等の即時性のある連絡手段を講じること。保守対応時間は、庁舎開庁（平日 9：00-17：30）及び休日開庁等で個別に必要な時間とする。休日開庁等の日時が変更になった場合には、保守対応時間を変更すること。

- ・バーコードリーダーについては保守対象外とする。

- ・ OCR2 台の保守については、別途保守契約を締結するため、本仕様書の保守対象外とする。

5 業務内容

(1) 健康管理システムのセットアップ

- ・ 甲が用意し、指定するクライアント端末 75 台について、標準準拠システムが使用可能となるよう必要ソフトウェアの導入や設定等を実施する。
- ・ 端末の OS は Windows11 更新評価に合格したものとする。
- ・ 端末は、事前に守口市基幹系端末の設定（ウイルス対策・顔認証ソフト・SKYSEA 等）が完了していることを前提とする。

(2) Access のインストール

- ・ 甲が用意し、指定する端末 54 台に Access をインストールする。
- ・ Access は、バージョン 2024 のインストールのみを前提とし、機能の見直しは作業対象外とする。
- ・ OCR 読取データ、臨床検査データの取り込み機能、編集機能は現行通りとする。

(3) OCR の設定

- ・ 帳票は既存分のみを前提とする。
- ・ OCR の制御ツールを Windows11 対応分へ更新する。
- ・ OCR のチェック機能は現行通りとする。

(4) 操作説明の実施

- ・ 健康管理システムに係る操作説明ではなく、Windows11 での立ち上げを中心とした説明を実施する。

(5) 稼働後の立ち合いについて

- ・ 更新後機器運用開始日と OCR 読取データ作成、臨床検査データ取込みの初回のそれぞれにおいて、本番立会を実施する。

(6) テストについて

- ・ Windows11 による現行帳票（OCR）での読み込みテストを実施する。
- ・ Access の更新については、起動確認までとする。

(7) 環境移行

- ・ ACCESS や OCR で設定しているマスタ、パラメータについて現行分を移行する。

(8) 外部連携

- ・ 胸部読影・胃部読影システムとの連携に関連する ID（宛名番号）を 15 桁に変更し、連携先を NAS に変更する。

6 作業条件

(1) 作業環境

① 作業場所

守口市市民保健センター内で行う。

なお、守口市市民保健センター内で作業を行う場合は作業スペース、電源等が無償で提供する。

② 消耗品・貸与物等

物品及び情報の提供・貸与については、甲と NEC ネクサソリューションズ株式会社関西支社（以下「乙」と言う。）の協議の上実施する。

(2) 会議等

本業務を実施するにあたり、甲・乙双方からの求めに応じて会議を開催すること。

なお、会議はリモート会議を可能とする。

乙は本業務に関する甲からの随時の問い合わせに真摯に対応すること。

7 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、本業務の終了または解除後も同様とする。また、成果品（本業務の過程で得られた記録等を含む）を甲の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために甲が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は本業務終了までに甲に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務の従業者に対して個人情報保護の教育訓練を実施すること。

8 成果品

- ・委託料・報償費管理システム取扱説明書
- ・OCR 取込処理手順書
- ・外部データ連携処理手順書

9 その他

本仕様書に記載のない事項については、甲・乙が双方協議の上、決定する。

以 上